

三佐地区公共下水道整備事業（第3エリア）

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

大分市上下水道局

目次

1. 目的	1
2. 事業概要	1
3. 応募者の構成と必要な資格要件	4
4. 応募の要件	5
5. 応募の手続き	5
6. 応募に関する留意事項	7
7. 応募者が資格要件を喪失した場合の扱い	8
8. 事業者の選考基準	8
9. 応募時の提出書類	8
10. 各種関係資料の閲覧	8
11. 局と事業者のリスク分担の考え方	9
12. 契約に関する事項	9
13. その他	12
14. 別図 1 大分市公共下水道計画図(汚水) 三佐地区(第3エリア)位置図.....	13
15. 別図 2 三佐地区区割施設平面図	14
16. 別紙 1 実施要領等に関する質問書	15

1 目的

三佐地区公共下水道整備事業(第3エリア)公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)は、大分市上下水道局(以下「局」という。)が「三佐地区公共下水道整備事業(第3エリア)」(以下「本事業」という。)を設計・施工一括発注方式(管路DB(デザインビルド))にて実施するにあたり、本事業の受託者(以下「事業者」という。)を総合的に評価して選定するために行う公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)について、必要な手続き等を定めるものとする。

なお、実施要領とあらかじめ公表した実施方針に相違がある場合は、本実施要領に規定する内容を優先するものとする。また、別添「募集要領」、「要求水準書」及び「事業者選考基準」も同様の扱いとする。

2 事業概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事業名称 | 三佐地区公共下水道整備事業(第3エリア) |
| (2) 管 理 者 | 大分市上下水道事業管理者 西田 充男 |
| (3) 事業場所 | 大分市三佐6丁目外(詳細はP13~P14 別図1・2 参照) |
| (4) 事業方式 | 設計・施工一括発注方式(管路DB) |
| (5) 事業内容 | 設計業務・施工監理業務・工事 |
| (6) 対象施設 | 表2-1に対象施設概要、表2-2に対象施設の設計条件を示す。 |
| (7) 業務範囲 | 表2-3に事業者が行う業務範囲の概要を示す。 |
| (8) 事業期間 | 基本協定締結日から令和14年(2032年)3月31日まで
ア 設計業務
契約締結日から令和11年(2029年)3月31日まで
イ 施工監理業務及び工事
契約締結日から令和14年(2032年)3月31日まで
(上記ア及びイはいずれも提案により短縮可能) |
| (9) 見積上限額 | 980,051,000円(税抜)
上記額についての各業務における見積上限額は以下のとおりとする。
(内訳) 委託費(調査・設計) 68,893,000円(税抜)
委託費(施工監理) 17,866,000円(税抜)
工事費 893,292,000円(税抜) |
| (10) 問合せ先 | 大分市上下水道局 上下水道部 経営企画課 下水道計画担当班
〒870-0045 大分県大分市城崎町1丁目5番20号
大分市上下水道局 3階 経営企画課
T E L 097-538-2423
電子メール sk-jigyo@city.oita.oita.jp |

表 2-1 対象施設概要

項 目	管渠 (m)			マンホール (基)	取付管・ 汚水桝数 (箇所)	試掘 (箇所)
	開削	開削 (サービス管)	推進			
	φ 200	φ 200	φ 200			
設計	4,117	801	801	105	214	2
施工監理・ 工事						

※表 2-1 が変更となる場合は設計変更の対象とする。

表 2-2 対象施設の設計条件

項 目	設 計 条 件
場 所	大分市三佐 6 丁目外
管 径 ・ 工 法 及 び 延 長	表 2-1 より
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (無) : 耐震設計 (有)
報 告 書 作 成	有
設 計 協 議	中間打合せ 6 回
施 工 法 等 の 比 較 検 討	a) 管渠の推進工法 b) ①急曲性 ②土被り 1.5D 以下 ③近接構造物 (箇所) ④河川横断 (箇所)
耐 震 計 算	有 (応答変位法)
耐 震 設 計	レベル 1 及び 2 地震動
設 計 条 件 補 正	無
地 盤 条 件 補 正	無
工 区 数 補 正	開削 1 工区・推進 1 工区
地 質 調 査	局にて別途発注予定
試 掘 箇 所	2 箇所※

※試掘箇所については、事業者の提案をもとに調査位置等を別途協議すること。

表 2-3 事業者が行う業務範囲の概要

区 分	業 務	備 考
調査・設計	地質調査	別途発注予定である。 追加調査が必要な場合は局と協議の上、調査を行う。
	測量調査	設計施工に必要な部分の調査を行う。
	埋設物調査	
	試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘調査を行う。
	詳細設計	対象施設の設計を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、互いに協力して作成する。
施工監理	住民説明	公共ます設置位置の調査及び設置に伴う費用負担の説明を行い、ます設置依頼書の回収を行う。
	施工監理	表 2-1 に示す対象施設において、下水道工事の監理を行う。
工事	土木工事	対象施設の土木工事を行う。
	建設に伴う各種許可の申請	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、互いに協力して作成する。
	住民対応	沿線住民に事業概要・工事内容の説明を行い、理解と協力が得られるよう要望等を踏まえた工程調整を行う。

3 応募者の構成と必要な資格要件

応募者の構成は、下記のとおりとする。

- (1) 応募者は、設計・施工監理を行う企業（以下「設計企業」という。）及び工事を行う企業（以下「建設企業」という。）の構成とする。設計企業及び建設企業は、それぞれ一企業とすることも、複数企業の共同企業体（以下「JV」という。）とすることも可能とするが、同一企業が設計企業及び建設企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (2) 応募者の代表構成員は、建設企業の代表構成員とする。
- (3) 設計企業をJVで実施する場合には、業務等委託契約の締結前に「大分市建設工事等に係る共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱」に基づき結成するものとし、JVの結成及び運営に関し、「共同企業体協定書」を締結すること。
- (4) 建設企業をJVで実施する場合には、建設工事請負契約の締結前に「大分市建設工事等に係る共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱」に基づき結成するものとし、JVの結成及び運営に関し、「共同企業体協定書」を締結すること。

以下に本事業の想定事業スキームを示す。

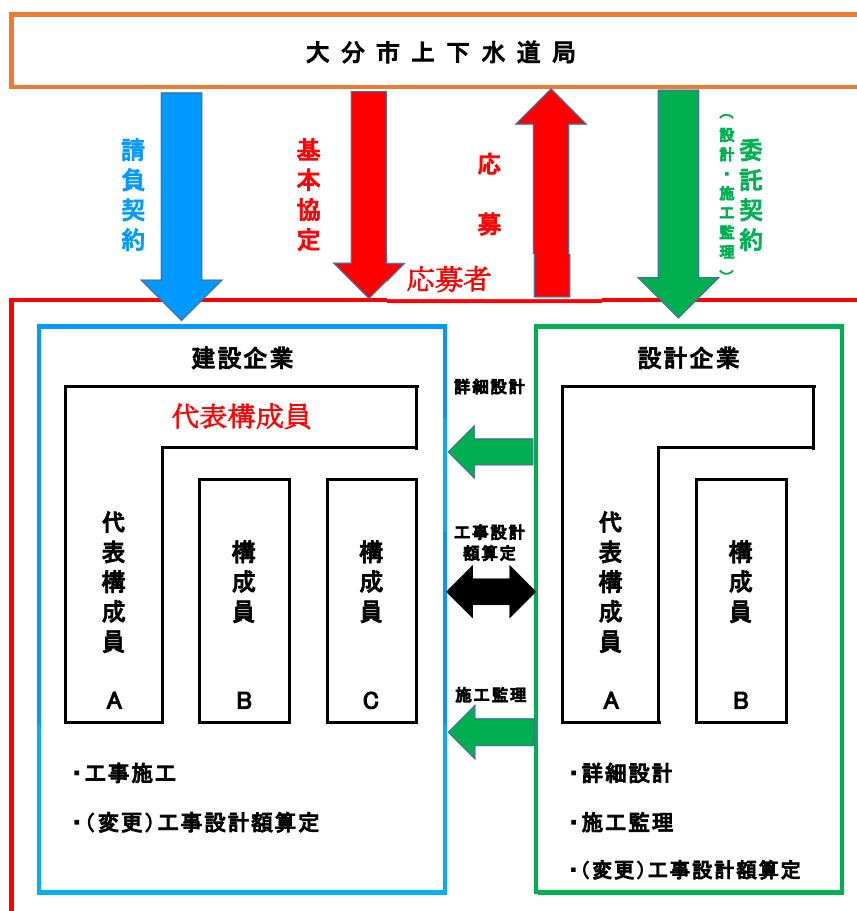


図 3-1 想定事業スキーム

4 応募の要件

別紙「募集要領」のとおりとする。

5 応募の手続き

(1) プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルの日程は下記のとおりとする。

なお、プロポーザルにより選定された応募者を「受託候補者」という。

表 5-1 プロポーザルのスケジュール

時期	内容
令和 8 年 7 月 7 日	実施方針(案)に関する質問に対する回答及び実施方針の公表
令和 8 年 7 月 16 日	実施要領等（実施要領、募集要領、要求水準書、事業者選定基準、提出書類作成要領、基本協定書(案)、共同企業体協定書(案)、契約書(案)）の公表
令和 8 年 7 月 16 日～7 月 31 日	資料閲覧及び貸出し期間
令和 8 年 7 月 16 日～7 月 31 日	実施要領等に関する質問の受付
令和 8 年 8 月 6 日	実施要領等に関する質問に対する回答公表
令和 8 年 8 月 10 日～8 月 25 日	応募資格審査書類の受付
令和 8 年 8 月 31 日	応募資格審査結果の通知
令和 8 年 10 月 1 日～10 月 30 日	提案書、プロポーザル応募辞退届の受付
令和 8 年 11 月 25 日	プレゼンテーションの実施
令和 8 年 11 月 25 日～11 月 30 日	優先交渉権者の決定及び公表
令和 8 年 12 月中旬	基本協定の締結
令和 9 年 1 月中旬	設計業務委託契約の締結
令和 9 年 10 月初旬	施工監理業務委託契約の締結、建設工事請負契約の締結

※日程は都合により変更する場合がある。

(2) プロポーザルの応募に関する手続き

ア 資料の閲覧及び貸出し

基本設計図書等の資料閲覧及び貸出しを以下のとおり行う。資料閲覧及び貸出しを希望する者は、事前に問合せ先に連絡すること。

- ① 閲覧期間 令和 8 年 7 月 16 日（木） 8 時 30 分から
令和 8 年 7 月 31 日（金） 17 時 15 分まで
ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く

- ② 閲覧場所 大分市上下水道局 3 階 経営企画課

イ 実施要領等に関する質問書の提出

実施要領等に関する質問がある場合は、以下のとおりとする。

- ① 提出期間 令和8年7月16日（木） 8時30分から
令和8年7月31日（金） 17時15分まで
- ② 提出方法 別紙1「実施要領等に関する質問書」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。
なお、電話等による問合せには応じないものとする。
- ③ 質問回答 令和8年8月6日（木）に大分市ホームページにおいて公表する。
ただし、質問に関しては本事業に直接関係するものについてのみ回答するものとし、すべての質問について回答するとは限らない。
なお、質問への回答は質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。

ウ 応募資格審査書類の提出

応募者は、提出期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表構成員が行わなければならない。

- ① 提出期間 令和8年8月10日（月） 8時30分から
令和8年8月25日（火） 17時15分まで
ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② 提出場所 大分市上下水道局 3階 経営企画課
- ③ 提出方法 持参すること。
- ④ 提出書類 9「応募にあたり提出が必要な書類」による。

エ 提案書の提出

応募者は、提出期間内に提案書を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表構成員が行わなければならない。

- ① 提出期間 令和8年10月 1日（木） 8時30分から
令和8年10月30日（金） 17時15分まで
ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② 提出場所 大分市上下水道局 3階 経営企画課
- ③ 提出方法 持参すること。
- ④ 提出書類 9「応募にあたり必要な書類」による。

オ プロポーザル応募辞退届の提出

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザルの応募を辞退する場合は、プロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表構成員が行わなければならない。

- ① 提出期間 令和8年10月 1日（木）8時30分から
令和8年10月30日（金）17時15分まで
ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② 提出場所 大分市上下水道局 3階 経営企画課
- ③ 提出方法 持参すること。
- ④ 提出書類 9「応募にあたり提出が必要な書類」による。

カ プレゼンテーションの実施

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を実施する。

- ① 日 程 令和8年11月25日（水）14時から
- ② 出席者 5名以内とし、配置予定技術者（工事、設計、施工監理）各1名以上は出席すること。
- ③ 所要時間 60分（準備5分、説明20分、質疑応答30分、片付け5分）以内とする。
- ④ 準備機材 ホワイトボード及びスクリーンは局で用意する。ただし、プロジェクター等その他プレゼンテーションに必要な機材は応募者が用意すること。
- ⑤ 方 法 プレゼンテーションは、主にプロジェクター及びスクリーンを使用した説明とし、項目順に説明すること。提案書に記載のない事項の説明は認めない。
- ⑥ その他 プレゼンテーションは非公開とする。

6 応募に関する留意事項

（1）実施要領等の承諾

応募者は、提案書の提出をもって、実施要領等の内容を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

プロポーザルの応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

（3）著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属し、その使用权は局に移譲するものとする。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(5) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しないものとする。

また、以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

ア 募集要領に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出したもの

イ 事業名称及び見積金額のないもの

ウ 代表構成員名、その他構成員名及び押印のない又は不明瞭なもの

エ 事業名称に誤りのあるもの

オ 見積金額の記載が不明瞭なもの

カ 見積金額を訂正したもの

キ 期間内に提出されなかったもの

ク 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに談合したと認められる者の提出したもの

ケ ア～クに定めるもののほか管理者が不適と判断したもの

(6) 必要事項の通知

実施要領等に定めるもののほか、プロポーザル応募にあたって留意が必要な事項等が生じた場合には、代表構成員に通知する。

7 応募者が資格要件を喪失した場合の扱い

別添「募集要領」のとおりとする。

8 事業者の選考基準

別添「事業者選考基準」のとおりとする。

9 応募時の提出書類

別添「提出書類作成要領」のとおりとする。

10 各種関係資料

本実施要領に関連する資料は以下のとおりとする。

募集要領、要求水準書、事業者選考基準、提出書類作成要領、基本協定書（案）、共同企業体協定書（工事）（案）、共同企業体協定書（委託）（案）、設計業務委託契約書（案）、施工監理業務委託契約書（案）、建設工事請負契約書（案）

1.1 局と事業者のリスク分担の考え方

あらかじめ公表した「実施方針」のとおりとする。

1.2 契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

別添「事業者選考基準」のとおりとし、優先交渉権者は速やかに基本協定書を締結すること。

(2) 個別契約（業務委託契約と建設工事請負契約）の締結

本事業を遂行するため、事業者を構成する設計企業、建設企業は基本協定とは別に、設計業務、施工監理業務、建設工事に係る契約をそれぞれ個別に局と締結する。

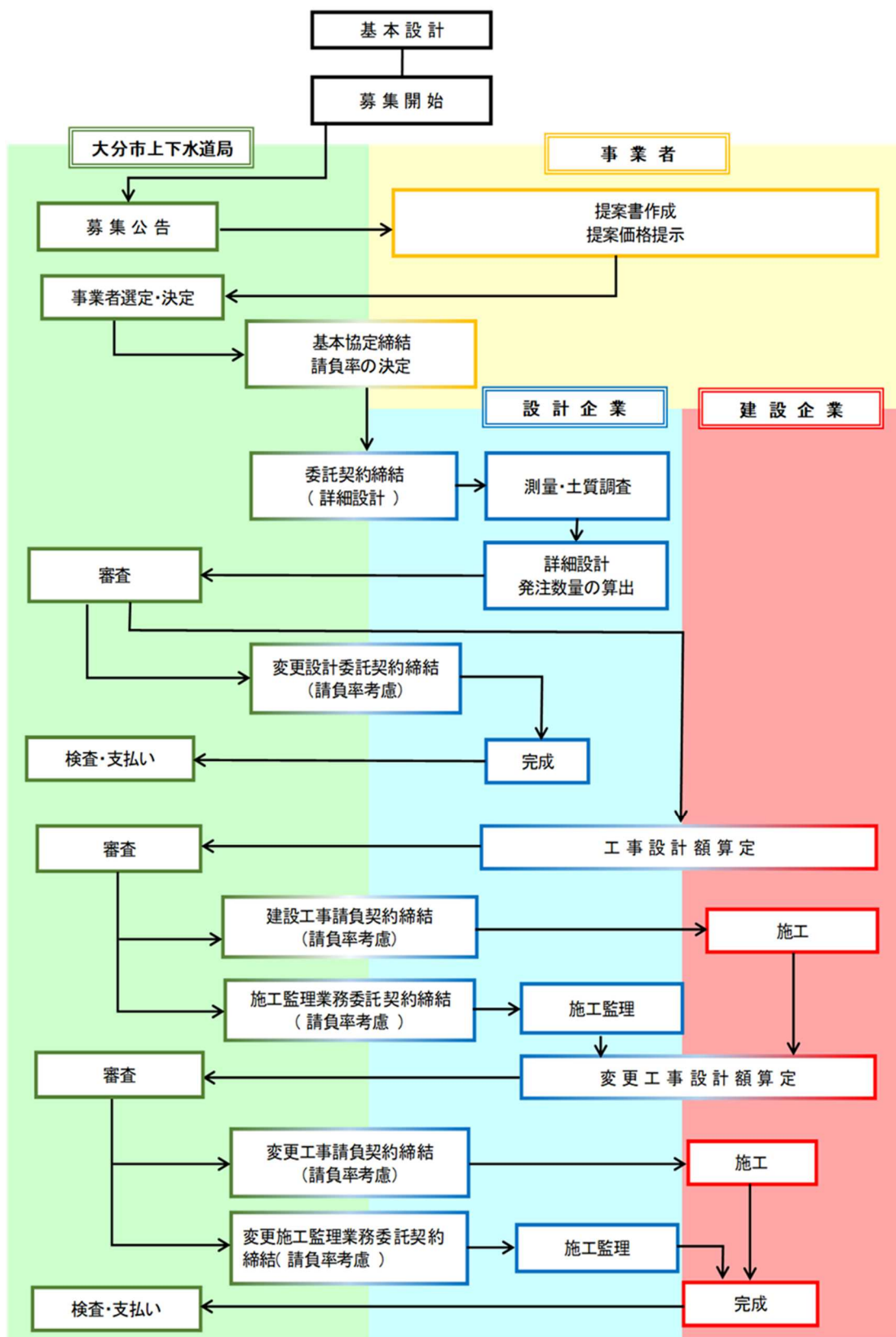
設計企業は設計業務委託契約および施工監理業務委託契約をそれぞれ複数年一括契約として締結し、建設企業は建設工事請負契約を複数年一括契約として締結する。このうち、施工監理業務委託契約及び建設工事請負契約については、早期着工等を目的とした事業者提案により分割契約も認めることとするが、この場合は履行期間を重複させること並びに大分県積算基準に準じた諸経費の調整を行う^{※1}ことを前提とする。

なお、設計業務委託費は提案書に示す設計費とし、工事請負額^{※2}は設計業務の成果に基づいて算出した工事設計額に請負率^{※3}を乗じた額とする。また、施工監理業務委託費^{※4}は工事請負額に、提案書に示された施工監理費と工事費の比率を乗じた額とする。

また、各契約とも事業者提案等を受け、局と事業者の合意を前提として、各業務・工事の範囲が増加または縮減された場合には、当該増減範囲に係る積算額に各業務・工事の請負率を乗じた額に変更するものとする。

契約種別	契約方法	契約金額
設計業務委託契約	複数年一括契約	当該増減範囲を反映した積算見積額に請負率を乗じた額で変更する。
施工監理業務委託契約	複数年一括契約	
建設工事請負契約	ただし、提案により分割も認める	

- ※1 大分県積算基準に準じた諸経費の調整を行うことにより、工事価格の総額は、分割契約の場合でも一括契約の場合と概ね同額となる。
- ※2 工事請負額＝設計業務の成果に基づいて算出した工事設計額×請負率※3
- ※3 請負率＝提案書に示された各委託・工事費／実施要領に示した各委託・工事費の見積上限価格
- ※4 施工監理業務委託費＝工事請負額×（提案書に示された施工監理費／提案書に示された工事費）



※(設計)の”測量・土質調査”及び”詳細設計”及び”工事費算定”は設計業務の事業期間内に実施される

図 1 2 - 1 契約フロー

(3) 各年度の支払い方法について

各年度の支払限度額は、原則として次の式により算定する。

$$\text{支払限度額} = \text{契約締結年度の出来高予定額} \times 9 / 10$$

(契約締結年度の出来高予定額は応募者が提案する各年度の見積金額とする。)

※内訳 ・前払金・・・当該年度の出来高予定額 $\times 4 / 10$

(設計業務委託にあつては $3 / 10$ 。)

・中間前払金・当該年度の出来高予定額 $\times 2 / 10$

(設計業務委託を除く。)

・部分払金・・・当該年度の出来高予定額 $\times 9 / 10$ - 前払金

(中間前払金を含む。)

なお、施工監理業務委託については、前払金、中間前払金は請求できないものとする。

(4) 契約保証金

ア 契約者は、大分市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。

① 契約保証金の納付

② 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供

③ 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

イ 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金が免除される。

① 契約者が保険会社との間に大分市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

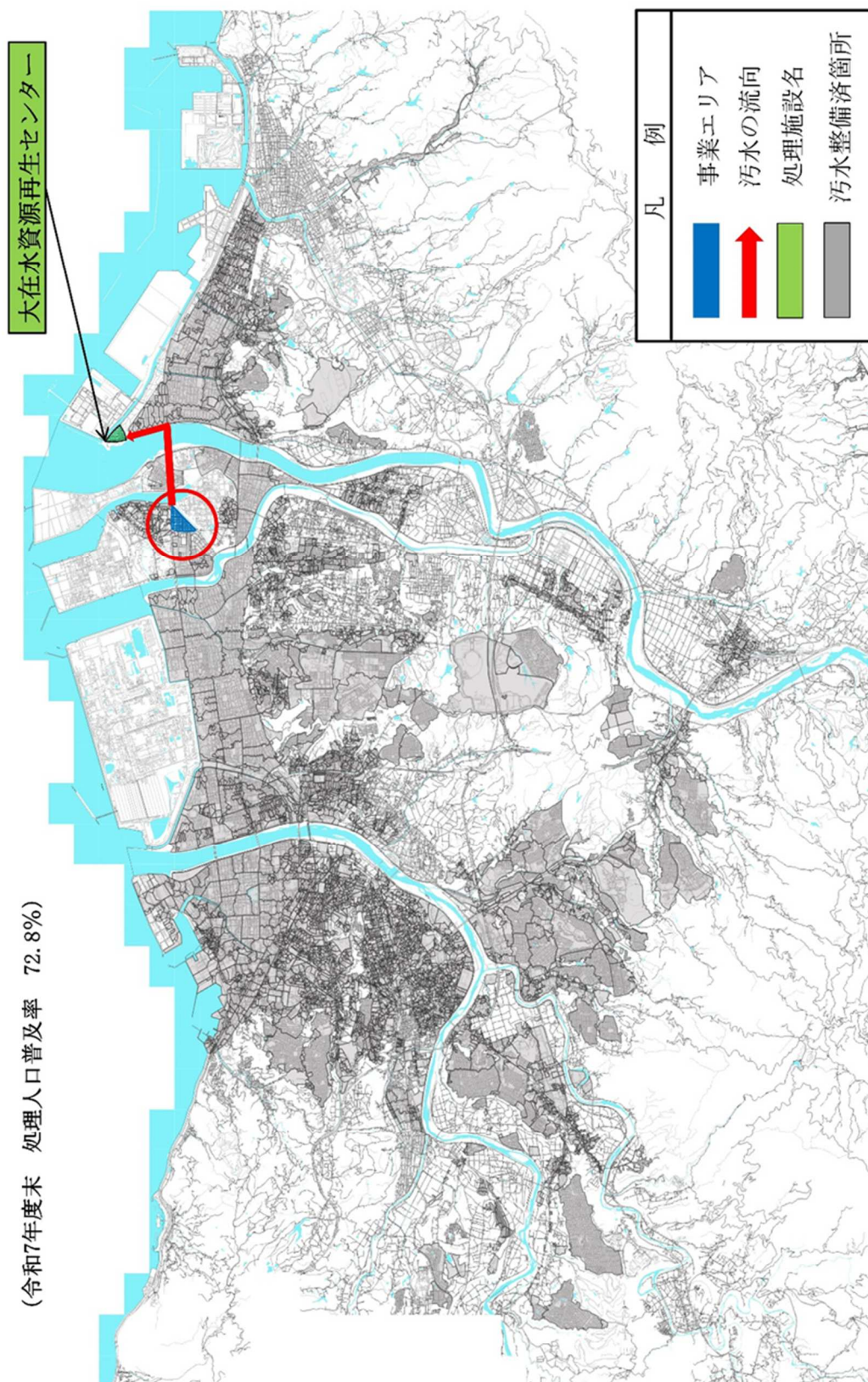
② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

13 その他

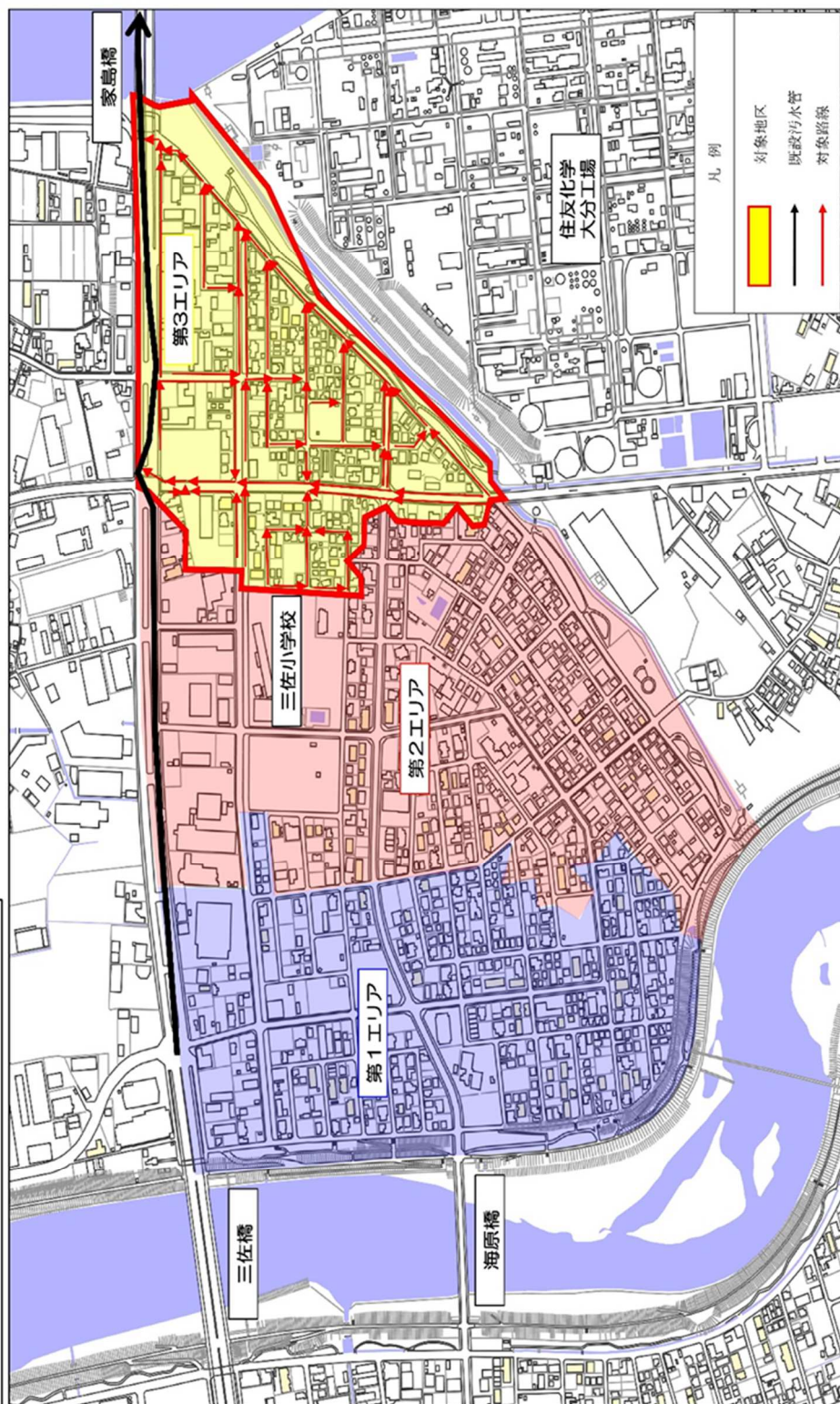
事業者は、局が発注する一般競争入札(土木一式工事)において優遇措置を受けることができる。詳細については、大分市ホームページにて確認すること。

別図1 大分市公共下水道計画図（污水） 三佐地区（第3エリア）位置図

（令和7年度末 処理人口普及率 72.8%）



別図2 三佐地区区割施設平面図



【別紙 1】

令和 年 月 日

実施要領等に関する質問書

「三佐地区公共下水道整備事業(第3エリア)」の実施要領等について、以下のとおり質問書を提出します。

企業名	
担当者名	
電話	
Eメールアドレス	

№	資 料 名	ページ番号	内 容
1			
2			
3			
4			
5			